

高齢者のかたへの減免等

個人市県民税

問い合わせ 課税課市民税係 ☎38-2016/ 高齢福祉課 ☎38-2044

概要・要件	申請
【非課税】 所得が125万円以下で、同時に介護保険で「要介護1」以上に認定されたかたで、障害者(または特別障害者)控除対象者認定書を交付されていること	確定申告書または、市申告書・障害者控除対象者認定書を、課税課市民税係へ提出 (郵送可・確定申告書の場合は、税務署へ提出)
【所得控除】 介護保険で「要介護1」以上に認定されたかたで、障害者(または特別障害者)控除対象者認定書を交付された場合、障害者控除として26万円(または特別障害者控除として30万円)を控除	障害者控除対象者認定については高齢福祉課へ

介護保険関係

減免の申請受け付けは、七月中旬の保険料確定以降です。

問い合わせ 介護保険課 ☎38-2046

【所得が半分以下になる見込みのかた】

■概要 介護保険料を所得の減少の割合に応じて、来年度に見込まれる保険料段階の金額に減額当該事由が生じた日の属する月から年度末まで適用)

■対象 保険料段階が第四～十段階のかた

■要件 生計中心者の失業・死亡等の特別な事情により、前年と比べ所得が半分以上に減少し、保険料段階が下がると見込まれるかた

■申請 印鑑を持参の上、減免申請書、収入がわかる書類(離職票等)を介護保険課へ提出



【火災などに遭われたかた】

■概要 被災された月から十二月分の介護保険料を50%全額減免

■対象 左記要件のいずれかに該当するかた

■要件 火災などにより、住宅や家財に全焼や床上浸水等著しい損害を受けられたかた

■申請 印鑑を持参の上、減免申請書、被災証明書(介護保険課へ提出)

【介護サービス利用者負担の減免】

■概要 要介護・要支援の認定を受けているかたで災害等の特別な理由により、在宅サービス、福祉用具の購入・住宅改修の費用の一部を負担することが一時的に困難な場合は、利用者負担を一部以下に減免

■対象 次の要件のいずれかに該当するかた

■要件 要介護者等生計維持者が、火災等で財産に著しい損害を受けたとき、生計維持者が亡くなった、心身に重大な障がいを受けた、長期入院・失業等で収入が著しく減少したとき

■申請 印鑑を持参の上、減免申請書、被災証明書、収入がわかる書類を介護保険課へ提出

【居住費(滞在費)・食費の軽減】

■概要 施設入所ショートステイに係る居住費(滞在費)・食費の負担限度額を設定し、負担を軽減

■要件 世帯全員が市民税非課税のかた

■申請 印鑑を持参の上、負担限度額認定申請書を介護保険課へ提出

医療費関係

問い合わせ 地域福祉課福祉医療係 ☎38-2076

【老人医療の適用】

■概要 所得が一定以下のかたの健康保険が適用される医療費について、県と市が自己負担金の一部を助成し、費用負担を軽減

■対象 六十五歳以上七十歳未満のかた

■要件 市区町村市民税非課税世帯に属しており、かつ受給者本人の年金収入を加えた所得が八十万円以下のかた

■申請 印鑑、健康保険証を持参の上、地域福祉課福祉医療係へ提出

【老人医療一部負担金の助成】

■概要 災害等の特別な事情により、六カ月を限度に医療費の一部負担金を免除

■対象 老人医療受給者

■要件 災害または失業等特別な事情により、医療費の一部負担金の支払いが一時的に困難であると認定された場合

■申請 申請書およびその他申請事由を証明する資料を、地域福祉課福祉医療係へ提出

後期高齢者医療

問い合わせ 保険課後期高齢者医療係 ☎38-2037

【所得が半分以下になる見込みのかた】

■概要 保険料所得割の八割以内、または均等割の五割以内を減免

■対象 事業または業務の休廃止、失業その他の理由により所得が二分の一以下、もしくはそれに伴い世帯の所得見込額が二割軽減基準以下に減少する見込みのある次の要件を満たすかた

【医療費一部負担金の減免等】

■概要 災害等の特別な事情により、医療費の一部負担金を減免もしくは猶予

■対象 次の要件を満たすかた

■要件 災害等の特別な事情により、医療費の一部負担金の支払いが一時的に困難であると認定された場合

■対象 療被保険者を含む(収入金額の合算額が一定額未満である場合は、申請により一割負担に引き下げ)

■要件 三割負担のかたで次の要件を満たすかた

■対象 高齢者世帯員の収入金額の合算額が五百二十万円未満の場合(高齢単身世帯の場合は三百八十三万円未満の場合)

■申請 後期高齢者医療基準収入額適用申請書、後期高齢者医療被保険者証、該当年度の確定申告の写し等収入金額の確認できる書類の写しを、保険課後期高齢者医療係へ提出(郵送可)

■要件 後期高齢者医療被保険者で、(区)町村民税非課税世帯に属するかた

■申請 後期高齢者医療限度額適用、標準負担額減額認定申請書を保険課後期高齢者医療係へ提出(郵送可)

■申請

後期高齢者医療保険料減免申請書、今年度の所得の見積額を証する書類を保険課後期高齢者医療係へ提出(郵送可)

【負担割合の引き下げ】

■概要 三割負担のかたでも高齢者世帯員(七十歳以上のかた・後期高齢者医療)

【限度額適用・標準負担額減額認定】

■概要 医療費、入院時食事料の一部負担金を減額

■対象 次の要件を満たすかた



西浜公園